

御質問事項 3. 4.

- ・4月19日の会合は議事録がない。議事録の無い会議で決定された助言は、正式な決定にならないのではないか。
- ・4名の委員が出席し、議論をしているのに、なぜ正式な委員会・臨時会議としなかったのか。

(答)

- ・原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年十二月十九日法律第百八十八号）第二十二条で準用する同法第八条に基づき、「委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」旨が定められており、「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方(案)（以下、暫定的考え方）」に関する助言については、同規定に基づき、4月19日に開催された原子力安全委員会の会議において正式に決定されたものである。
- ・なお、原子力安全委員会議事運営規則第二条において、「委員会の会議回数は、暦年をもって整理し、定例会議及び臨時会議を通じて通し番号とし、定例、臨時の区別を明らかにするものとする」、「定例会議及び臨時会議の議事は公開

する。ただし、委員長が議事を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない」旨が定められているところであるが、緊急時における原子力安全委員会の対応については、3月11日に開催された原子力安全委員会において、今後の事象の進展に備えて、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令第九条で準用する同令第五条に基づき、以下のような場合であって、原子力安全委員長が、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令及び原子力安全委員会議事運営規則に基づいて開催・運営することができないと判断した場合は、こうした規定によらずに会議の開催・運営を行うことができるものとされている。

- ・緊急でやむを得ない場合
  - ・原子力安全委員の時間確保が困難な場合
  - ・その他上記に準ずる場合
- ・本件については、今般の原子力緊急事態を受けた技術的助言の依頼として、4月19日の14時頃、原子力災害対策本部から原子力安全委員会事務局に対して、「暫定的考え方」に関する助言要請が送付され、15時頃、参議院文教

科学委員会に政府参考人として出席していた久木田委員長代理の帰着を待ち、班目委員長、久木田委員長代理、久住委員、代谷委員の4名にて、原子力安全委員会として重視すべき点が「暫定的考え方」に適切に記載がなされているかを確認、検討し、留意事項を付した上で差し支えない旨助言することとし、16時4分に助言を行ったものであり、上記、「緊急でやむを得ない場合」及び「原子力安全委員の時間確保が困難な場合」に該当するものとして、4月19日に開催された原子力安全委員会の会議において、上記規定によらずに会議の開催・運営を行い、決定したものである。

## 御質問事項 5. 6.

- ・原子力安全委員会は、「20ミリシーベルト」を基準として認めていないと述べたが、それは正式な見解か。
- ・上記の見解にも関わらず、4月19日の原子力災害対策本部からの助言要請に対して差し支えなしとした理由はなにか。

(答)

- ・原子力安全委員会は、原子力災害対策本部より示された「暫定的考え方」の根拠として、1~20mSv/年を参考レベルとして用いることについて、差支えないとしたものであり、実際に児童生徒が年間 20mSv までの被ばくをすることを許容したものではない。
- ・合理的に達成可能な限り、被ばく線量を低減させる努力が必要であり、校庭等の空間線量率の低下の傾向が見られない学校等の校舎・校庭等についての継続的使用を無制限に差し支えないとしたものではない。
- ・「暫定的考え方」において、「児童生徒等が学校等に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの 1 - 20 mSv/年を学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定

的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる」、「校庭・園庭の空間線量率の低下の傾向が見られない学校等については、国により校庭・園庭の土壤について調査を実施することも検討する」、「児童生徒等の受ける線量が継続的に低く抑えられているかを確認するため、今後、国において福島県と連携し、継続的なモニタリングを実施することが適当である」、「今後、事態の変化により、本暫定的考え方の内容の変更や措置の追加を行うことがある」等の記載があることから、4月19日の原子力災害対策本部からの助言要請に対して、差し支え無いとの旨の助言を行ったところである。

なお、原子力安全委員会としては、原子力災害対策本部に対し、「学校等にそれぞれ1台程度ポケット線量計を配布し、生徒の行動を代表するような教職員に着用させ、被ばく状況を確認すること」及び、児童生徒の被ばく状況をフォローするため「2週間に1回以上の頻度を目安として、モニタリング結果を報告すること」を求めており、モニタリング等の結果に基づく評価の上、適時、必要な助言を行ってまいりたいと考えている。

### 御質問事項7.

- ・安全委員会は、安全委員会の委員全員および決定過程にかかわった専門家の中で、20ミリシーベルトを安全とした専門家はいなかったと述べた。
- ・決定過程にかかわった専門家で、20ミリシーベルトが安全とした専門家はいなかったことを公に表明すること。

(答)

- ・「20ミリシーベルトを安全とした専門家はいなかった」とは述べておらず、「原子力安全委員及び検討に参加した緊急事態応急対策調査委員等は、児童生徒が実際に年間20mSvまでの被ばくをすることについて許容していない」旨、述べたものである。
- ・4月20日の衆議院 青少年問題に関する特別委員会においても、政府参考人の久住原子力安全委員より「20mSvで影響が出るということは無いが、そういう被ばくを受けるということは決して許されることではない」旨を答弁する等、原子力安全委員会としての考え方を公の場で表明している。

(参考) 第177回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会(平成23年4月20日)  
会議録抜粋([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/007317720110420003.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/007317720110420003.htm))

○宮本委員 この判断の基準になっているのは、国際放射線防護委員会、ICRPの基準なんですね。年間一から二十ミリシーベルトというのは、実は、子どもに限らず大人も含む一般公衆の基準なんです。一般公衆の基準の、しかも一から二十ミリシーベルトの最大値である年間二十ミリシーベルト、これを大丈夫とした根拠はどこにあるのか。これは、原子力安全委員会、きょう来ていただいているですから、お答えいただけますか。

○久住参考人 お答えいたします。

先生御指摘のごとく、一から二十ミリシーベルトという現存被曝状態という放射線防護状態での考え方でのハンドリングを考えております。私どもは、一から二十ミリシーベルトの最大限を今回の学校のスタートの基準ということでは容認いたしておりますが、それはあくまで社会的あるいは学校教育等いろいろなものの総合判断の上で、やはりリスクとペネフィットの関係で、今回はそこからスタートすることは可能であろうというようには考えております。ただ、決して一年間二十ミリシーベルトを子どもたちが受けることを容認しているわけではありませんで、当面、文部科学省の方でも夏休みが終わるまでということをおっしゃっていると思いますけれども、いずれにいたしましても、毎月毎月きちんと線量を下げていく努力、そしてモニタリングをして、できるだけ子どもたちが線量を受けないような努力を続けるということで、ただいまの監視点としては二十で妥当であろうということでございまして、決して子どもたちがその被曝を受けるということを望んではおりませんことは御留意いただきたいと思います。

それから、これは余分なことかもしれませんけれども、当然ながら、どこの親御さんならずとも、子どもたちがそんな被曝を受ける、もちろん二十ミリシーベルトで影響が出るということはございませんけれども、それでもそういう被曝を受けるということは決して許されることではありませんので、どうか皆様でお知恵を出して、そして血の通った対策をとっていただきたい、このように思った数字でございます。御理解いただきたいと思います。

**御質問事項 1 1.**

- ・内部被ばくを考慮する必要性がないとした文科省の判断について、原子力安全委員会の見解を示すこと。
- ・内部被ばくについてもモニタリングによって実態を把握したあとの対処では、被ばくしたあとなので、子どもの健康を守れないのではないか。

(答)

- ・文部科学省から事前相談があった4月9日以降、文部科学省との数回にわたる打合せ、原子力安全委員等において逐次行われた議論を踏まえて、
  - ・内部被ばくを考慮することが必要。
  - ・種々のモニタリングを確実に実施し、そのモニタリング結果については、原子力安全委員会に適宜提出してもらいたい。
- との旨を、文部科学省へ累次口頭で伝達している。
- 特に、内部被ばくの評価にあたっては、実際にサンプリングすることがより重要であると考えており、ダストサンプリングの必要性についても文部科学省に累次伝達しており、5月2日の第28回原子力安全委員会においても、文部科学省に伝えている。
- また、児童生徒の被ばく状況を迅速にフォローするため「2

週間に1回以上の頻度を目安として、モニタリング結果を報告すること」を求めており、早い段階で適切な対策が行われるよう、適時、モニタリング等の結果に基づく評価の上、必要な助言を行ってまいりたいと考えている。

(参考) 第28回原子力安全委員会速記録(平成23年5月2日)抜粋  
([http://www.nsc.go.jp/anzen/soki/soki2011/genan\\_so28.pdf](http://www.nsc.go.jp/anzen/soki/soki2011/genan_so28.pdf))

○代谷委員 (略) それから、今、先ほど内部被ばくについて計算で2%という話をされましたけれども、これモニタリングをする、それで土壌をやつてください、それから、以前もちよと申し上げたことがあると思うのですが、ダストサンプリングをしていただけませんか、というお話をさせていただきました。実はこれは計算だけではなくて、できるだけ実際の状況を評価をするというところが必要だろうというように思っているところです。

今回のものも、昨日までにご発表になったものを私なりに見せていただきますと、土のところでは減っているのだけれども、コンクリートの上では増えているところがある。これは恐らく、ちりがそこに舞い上がっていって、そこに溜まつたので、そこが増えたのであるというように考えている箇所がいくつもあります。そういうことから言うと、結構、ダストになって飛び散っている部分が多いのではないかというようなところもございますので、二このところは計算だけではなくて、きっちり測定を、モニタリングというのは、そのためにやるものでありますので、計算をやっておけばモニタリングはいらないという立場に立たれると、非常に困ることでございます。そのところをきっちりと評価をしながらやっていただきたい。

土壌についても、そのまま土壌のデータから減衰を計算してみると合わないとかそういうところもいくらもございます。そういうことも含めて、できるだけ実際のところはどうなっているのだというところをお測りいただきたい。それで、それをもって評価をしていただいて、学校の子どもたちの活動のところに反映していただきたい。そうすることによって、できるだけ子どもたちの線量を下げるということができるのだということを肝に銘じてやつていただきたいというように思います。よろしくお願ひします。

### 御質問事項 15.

・福島県のアドバイザーの山下俊一・神谷健一氏は、「100ミリシーベルト」を安全とふれまわっていることに関する、原子力安全委員会は、事実を調査し、これが事実であるならば、指導すると述べた。これについては、即刻結果を明らかにすること。

(答)

- ・「事実を調査し、これが事実であるならば、指導する」とは述べておらず、「承知していない。事実関係を確認して、しっかり対応したい。委員長にも伝える。」と述べたものである。
- ・本件の事実関係については確認を行い、委員長にも伝えたところ。なお、各自治体等で行われている取組に関しては、それぞれの責任主体が判断する事項であり、原子力安全委員会は指導する立場に無い。
- ・原子力安全委員会として重視すべき点等については、国会等の公の場で表明してきており、引き続き、情報発信に努めてまいりたい。

/以上